

平成18年6月補正予算概要

(歳出)

(単位：千円)

科目	要求額	主な内容	財源内訳			
			国県支出金	地方債	その他	一般財源
(項)教育総務費 (目)事務局費	3,359	<u>学事一般経費</u> 少人数学級編制推進事業費 * 教員賃金 (5人→7人) 児童健全育成用図書購入費 (過年度寄付金充当)				3,359
(項)中学校費 (目)学校管理費	23,000	<u>学校管理経費</u> 屋内運動場耐震診断委託料 * 白鷗・千代・国府津・酒匂・ 片浦・泉・橘・城北 橘中学校校舎外壁改修工 事請負費				23,000
(項)社会教育費 (目)郷土文化館費 (目)尊徳記念館費	2,840	<u>運営経費</u> 板塀設置工事請負費 * 郷土文化館本館ブロック塀倒 壊に伴う改修 <u>運営経費</u> 展示室映像設備更新委託料 * 尊徳記念館展示室アニメーシ ョン映像設備更新				2,840
合計	29,199					29,199

平成18年6月議会の概要について

一般質問（教育委員会関係質問事項）

質問 順	議員 名	質 問 事 項	所 管 課	NO	頁
1	鈴木	3 教育現場における問題点について (1) 教職員の学校行事における自己負担について	教育政策課 学校教育課	1 ・ 2	1 ・ 2
		(2) 学校敷地内の目的外使用について	教育政策課	3 ～ 5	
		(3) 学校敷地内全面禁煙について	学校保健課	6 ・ 7	
2	青木	3 (1) 家庭のあり方を問い直す「早ね早おき朝ごはん」の運動について	学校教育課	8 ・ 9	2
7	奥山	2 (1) 本市における小・中学校の駐車場問題について	教育政策課	10 ・ 11	3
8	檜山	1 夏休み中の学校プールの開放について (1) 学校による開放状況の違いは何が原因か (2) 開放に伴う費用負担はどうなっているのか	学校教育課 スポーツ課	12 ・ 13	3 ・ 4
		5 小田原城本丸・二の丸整備の将来展望について (1) 史跡整備と市民生活の調和をどう考えるか	文化財課	14 ・ 15	
9	中島	1 本市では環境元年(平成7年)から10年を経て廃棄物の資源化に大きな成果を上げているが、更なる充実に向けての施策等について (3) 学校でのごみ等環境学習はどのように進められているか	学校教育課 学校保健課	16 ～ 18	4 ・ 5
		2 (1) 市民、主として熟年世代等の生きがいつくりと社会参画を進めている本市のおだわらシルバー大学、きらめきおだわら塾等の現況と今後について	生涯学習政策課	19	
10	加藤	4 (1) 小学校における英語教育について	学校教育課	20 ～ 23	5 ・ 6
14	谷神	1 (1) 小田原城本丸・二の丸整備に伴う、諸施設の取扱いと将来計画について	文化財課	24 ・ 25	6 ・ 7
15	小松	5 (1) 業務委託等について	学校保健課 (障害福祉課)	26	7

※ 一般質問

議員	NO	答弁	質問要旨	答弁要旨
鈴木	1	教育長	小・中学校の修学旅行・遠足における拝観料や入場料などの教職員の自己負担の現状について伺いたい。	小・中学校の修学旅行・遠足における拝観料や入場料については、教育委員会から、校長会に対して、修学旅行拝観料等補助金という形で交付し、その補助金を用いて、修学旅行等において必要となる教職員の拝観料や入場料にあてており、教職員の自己負担はないものと考えている。
鈴木	2	教育長	修学旅行や遠足における拝観料、入場料等について、校長会からの支出金はどのようになっているのか。	拝観料等については、市から補助金として校長会に交付した後、修学旅行等の実績に応じて、校長会から各学校に支出しているところである。
鈴木	3	教育長	教職員の駐車場問題について、検討協議会を立ち上げたと聞いているが、その後の検討状況について。	現在、本市に37校ある小中学校の敷地には、教職員の通勤自動車が約750台停められている。 しかし、学校用地は行政財産であることから、通勤自動車の駐車について、適正化を図るため、学校教育部が中心となり研究を行い、平成18年3月、学校長、教頭、教職員の代表者、教育委員会職員等をメンバーとした検討協議会を立ち上げたところである。 現在までに、4回の会議を開催し、学校における駐車状況や教職員の勤務の実態、他市での取り組み状況を調査し、検討しているところである。
鈴木	4	教育長	この協議については、いつ頃までに結論をだす予定であるか。	現在、協議中であるが、十分な議論を重ね今年度中に小田原市としての方針を策定してまいりたい。
鈴木	5	教育長	教職員の駐車場問題について、県内他市の取扱い状況はどうなっているか。	現在、小田原市を除く県内18市の中で、緊急用車両等の例外を認めながらも原則禁止としている市は12市、駐車を認めるが適正な対価を徴収する市は5市、そして検討中のところは1市である。
鈴木	6	教育長	学校敷地内全面禁煙となっているが、教職員が学校敷地外で喫煙をしている状況をどのように考えているのか伺いたい。	喫煙防止教育等については、平成15年に健康増進法が施行され、施設管理者に対する受動喫煙防止の措置を講ずることが求められた。 小田原市教育委員会では、平成7年に文部省から「禁煙防止教育等の推進について」の通知もあり、教育現場における児童・生徒への影響の重大性を考慮し、平成16年4月から学校敷地内全面禁煙をお願いしてきた。 これに先立ち、喫煙習慣をもつ教職員に対しては、平成15年度から禁煙外来の紹介や禁煙に関する相談・指導を行ってきた。 現在、校地外で喫煙していることは承知しているが、今後も、教育的な配慮から喫煙している教職員等に対し、喫煙方法も含め、禁煙の御協力を求めていきたい。

鈴木	7	教育長	<p>学校内に喫煙室を設けて、分煙にすべきと思うがどうか伺いたい。</p>	<p>学校は、児童生徒の喫煙や飲酒、薬物の乱用が健康を害する要因であることを学習する場であるとともに、喫煙防止や薬物乱用防止等の健康教育を実施する場でもある。</p> <p>従って、児童・生徒が健康的で安全な環境下において、節度ある学校生活が守られるよう教職員をはじめ、施設等を利用する方々に対しても学校敷地内全面禁煙をお願いしたところであり、今後も引き続きお願いしていきたい。</p> <p>現在では、市内全学校施設において、敷地内全面禁煙が実施されており、学校施設利用団体への指導も徹底されているところである。</p> <p>今後も、敷地内における喫煙場所の設置については考えておりませんので、引き続き関係者に対して御協力をお願いしていきたい。</p>
青木	8	教育長	<p>本市では、小中学生の朝食を食べていない実態を把握するための調査を行っているかどうか伺いたい。また、本市の小中学生の現状をどのように考えているか伺いたい。</p>	<p>朝食の調査については、小田原市教育研究所で、平成15年に、市内の小学校3年生、6年生、中学校2年生を対象に実施した「生活と意識に関する実態調査」の中で行っている。また、毎年、市内の5校程度を抽出して実施している県の「児童生徒体力・運動能力調査」の中でも、朝食の有無についての調査を行っている。</p> <p>これらの調査によれば、朝食を毎日食べている本市の児童・生徒は、小学校3年生で約77%、6年生が79%、中学校2年生で73%と、いずれも80%を切っている状況にあり、改善すべき重要な課題であると考えている。</p>
青木	9	教育長	<p>この「早ね早おき朝ごはん」の運動を、家庭や学校、地域の課題として、どのように考えているか伺いたい。また、モデル地域を決めて取り組むこともよいと思うがどうか伺いたい。</p>	<p>「早ね早おき朝ごはん」の運動に代表される食育の推進については、新たに制定された食育基本法の趣旨に則り、学校と家庭、地域が連携して取り組む必要があり、特に、家庭の意識の高揚を図ることは大切であると考えている。</p> <p>現在も、朝食や生活習慣の大切さを子どもたちに指導したり、保護者に呼びかけるなどの取り組みを進めている学校もある。今後も、こうした取り組みを広げていきたいと考えている。</p> <p>また、「早ね早おき朝ごはん」の運動のモデル地域を指定して実施することは、現時点では考えていないが、今後、子どもたちに望ましい基本的な生活習慣などを身につけさせていくためにも、研究をしていきたいと考えている。</p>
奥山	10	教育長	<p>教職員の駐車場問題について、検討協議会を立ち上げたというが、どのようなことが議論され、具体的にどのような方向性に進んでいるのか。また、その協議会の内容が教職員の方たちには理解されているのか。</p>	<p>教職員の適正化を図る検討目的の中で、基本的にはこれまでと同様に、学校敷地内に駐車できる方向で検討を進めている。しかし、その場合には適正な対価という避けられない問題があるので、協議会では、学校現場からの意見や、学校における駐車場の状況、教職員の勤務実態等を調査し、慎重に検討を進めているところである。</p> <p>また、協議会には、校長会、教頭会、教職員組合からそれぞれ代表者がメンバーとなっているので、これらの方たちを通して協議会の検討状況や学校現場からの意見等、情報交換しているところである。</p> <p>協議会において、一定の方向性が出たときは、教職員の皆さんへの情報提供に努めてまいりたい。</p>
奥山	11	教育長	<p>県内他市の学校敷地内の駐車問題の動向についてはどのような方向性になっているのか。</p>	<p>1番鈴木議員にもお答えしたが、小田原市を除く県内18市の中で、緊急車両等の例外を認めながらも原則禁止としている市は12市、駐車を認めるが適正な対価を徴収することとした市は5市、そして検討中のところは1市である。</p>

檜山	12	教育長	学校によって開放状況に違いがあるが、その要因は何か。	この事業は、各学校の学区内の児童を対象としていることから、その運営は、学校長やPTA役員等が構成員となり、学校ごとに組織されているプール運営委員会によって行われている。 各校のプール運営委員会は、各学校或いは各地域の事情を考慮して開放日程等を決めており、こうしたことが学校ごとに開放状況に差が出る要因になっていると考えている。
檜山	13	教育長	開放にはどの位の費用を要しているのか。また、その費用はどこが負担しているのか。	教育委員会では、学校プールの開放を社会体育事業として位置付け、各学校の開放日数に応じ、経費の一部を負担している。 開放に要する費用の総額については、水道代をはじめとする光熱水費がプール分として算出できないため、正確には把握できないが、平成17年度は小学校24校、中学校1校の計25校分として、監視員の謝礼など、2,431,600円を教育委員会が負担した。 また、このほかに監視員や利用者を対象にした傷害保険料として、421,301円を教育委員会が負担している。
檜山	14	市長	馬屋曲輪の整備後は、どの部分を整備する計画なのか。	小田原城跡の整備手順については、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」において、「大手筋及び本丸の整備を重点的に行うとともに、二の丸主部及び御用米曲輪等の整備を行う」ことを主眼とする短期計画と、「お堀端や箱根口から見た景観の整備、本丸と二の丸を区画する石垣及び水堀の整備等を行う」ことを主眼とする長期計画とに分けて実施することとしている。 本丸や御用米曲輪については短期計画に位置付けられながらも、諸般の事情から未着手となっていることから、諸条件が整い次第、これらの箇所を整備を検討してまいりたい。 いずれにしても、具体的には、そのときどきの財政状況等も考慮しながら、国・県や史跡小田原城跡調査・整備委員会など関係機関と調整・検討を行い、市の総合計画に位置付けて実施していきたいと考えている。
檜山	15	市長	その整備計画は、市民生活との調和についてどのように配慮されているのか。	史跡小田原城跡は、市民のみならず、国民共有の文化財として貴重であることから、国史跡に指定されたものである。 小田原市は、史跡の管理団体として、小田原城の文化財的価値を損なうことなく、次の世代に伝えていくとともに、市民が史跡のもつ価値を正確に理解し、その価値を享受し、活用できるように整備していく責務があると考えている。 市民や観光に訪れる人々が、そこで快適に過ごし、小田原城の歴史や文化を体感できるよう整備を進めることは、より豊かな市民生活に役立つことと確信している。 いずれにしても、小田原城跡の整備の理念について、今後も様々な機会をとらえて、より多くの市民に理解と協力をいただけるよう努めてまいりたい。
中島	16	教育長	学校給食における残菜のリサイクル化と、今後の取り組みについてどのように考えているのか。	学校給食の残菜は、平成12年度から生ごみ処理機の導入により、堆肥化を行っている。 生ごみ処理機の導入は、単独調理校を対象に、新玉小、曾我小、下府中小に順次導入してきた。 また、平成15年度においては、環境部との連携により学校・保護者・自治会等との協働による「生ごみ資源化モデル事業」として報徳小に設置し、17年度においても「生ごみ対策事業」として久野小に設置した。 今後も各学校の状況を考慮し、生ごみ処理機の導入や、リサイクル業者への委託などにより、資源の再利用に努めていく。

中島	17	教育長	<p>学校給食における牛乳パックのリサイクルの実施度について伺いたい。</p>	<p>学校給食における牛乳パックについては、すべての市内小学校・中学校において、分別収集を行い、牛乳納入業者が回収している。</p> <p>牛乳納入業者は、回収した牛乳パックを洗浄・乾燥等の処理を行い、リサイクル業者へ搬入し、100%リサイクル化している。</p> <p>なお、牛乳パックを開いて、洗って乾燥するという行程を体験する学習を取り入れている学校もある。</p> <p>今後も各学校の協力により、資源の再利用に引き続き努めていく。</p>
中島	18	教育長	<p>社会科の授業として環境施設見学等の取り組みを更に進めるべきではないか。</p>	<p>現在も、多くの小・中学校で、社会科や総合的な学習の時間等に、環境事業センターを始めとする環境事業関係の施設見学を実施している。</p> <p>これらの見学を通して、普段できない体験をすることにより、環境への意識を一層高めることもでき、子どもたち自身が環境を考えていく上で、大変よい経験となるので、今後も、さらに多くの児童生徒に見学をさせていきたいと考えている。</p>
中島	19	市長	<p>おだわらシルバー大学及び、きらめきおだわら塾の現況と今後はいかがか。</p>	<p>おだわらシルバー大学は、高齢者が社会活動に参加して生きがいのある生活を営んでいただくことを目的に平成6年度に創設され、現在、歴史観光コースをはじめ3コースに、60歳以上の方、約200名が在籍している。</p> <p>卒業生も700名を超え、卒業後の活動も活発で、様々なグループが、在学中の学習内容に合わせた各種ボランティア活動等を行っている。</p> <p>例えば、歴史観光コースの卒業生で創設された小田原ボランティアガイド協会は、この4月にNPO法人小田原ガイド協会として新たな一歩を踏み出している。</p> <p>今後は、2007年問題とも言われている「団塊の世代」も参加しやすいプログラムを検討していくとともに、生きがいと社会参画のきっかけが作れるよう今まで以上に充実した内容にしていきたいと思います。</p> <p>また、生涯学習きらめき☆おだわら塾は、市民の自主的な学習活動を支援することを目的として、平成8年度から始めた事業で、様々な分野から知識・技術・経験などを持つ方を発掘し、無報酬のボランティア講師「きらめき☆市民教授」として登録し、市民の要請に応じた講座を開設している。</p> <p>現在「市民教授」としての登録者数は、個人150名・団体28団体のあわせて、178である。</p> <p>事業は、ボランティアの委員で構成される運営委員会で企画・検討され、企画講座である「連続講座」や「分野別グループ講座」、おだわら塾の活動をアピールする「きらめき☆おだわら塾フェスティバル」等を開催している。</p> <p>更に、市民教授が独自に行っている自主的な講座を含めると、平成17年度は、340講座を開設し、延べ9,872人が受講している。</p> <p>今後は、登録分野の多様化を図り、多彩な講座の開設を目指すとともに、講座数、受講者数の増加に向けて、運営委員会とともに取り組んでまいります。</p>
加藤	20	教育長	<p>中央教育審議会の中ではどのような議論が展開され、提言されたかについて伺いたい。</p>	<p>中央教育審議会の審議の中では、現在の子どもたちには、コミュニケーション能力を育成することや言葉や文化への幅広い関心を持たせることが重要であるとの意見が出された。</p> <p>また、小学校の英語教育について、小学生の柔軟な適応力が、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しむことに適していること、国際的なグローバル化の進展の中で、小学校での英語教育の必要性が高まっていること、そして、小学校の英語教育が中学校・高等学校での英語学習の素地をつくるものであることなどの意見が挙げられた。</p> <p>こうした議論を受け、高学年から英語教育を充実する必要性が高く、授業時間数は、年間35時間程度との提言がされた。</p>

加藤	21	教育長	小田原市教育委員会へは、どのような情報が入っているのか伺いたい。	現在のところ、文部科学省からの正式な通知等はないが、文部科学省や中央教育審議会のホームページによると、他教科と授業時間数をどのように調整するか、いつから小学校英語を実施するか、などを含め、検討を進めているとのことである。 いずれにしても、小田原市教育委員会としては、将来的に小学校の英語教育が導入されることを踏まえ、国や県の動向に注視しながら対応を図ってまいりたい。
加藤	22	教育長	英語教育は、教科とするか、総合的な学習の時間の中に位置付けられるものかについて伺いたい。	中央教育審議会の審議の中では、小学校の英語教育における教育課程上の位置付けについて、道徳や特別活動のような領域または総合的な学習の時間として位置付けることとしている。 また、教科として扱うことについては、教育内容や学習評価についての研究をさらに積み重ね、その実施状況を評価しつつ、今後の課題として検討することが適当であるとしている。 いずれにしても、教育課程上の位置付けをどうするかなどについては、今後引き続き検討する必要があるとのことである。
加藤	23	教育長	小学校における英語教育の必要性についての教育長の考えを伺いたい。	国際化の流れの中で、小学校の英語教育をすすめていくことは必要であると考えている。 現在、市内の全小学校において、小学校英会話講師派遣事業による講師や外国語指導助手の支援を受けて、何らかの形で英語教育を行っている。 今後の小学校の英語教育については、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成し、国際理解を深めるとともに、中学校の英語教育と連携するという視点が重要であると考えている。
谷神	24	市長	整備を進めるにあたり、当面、史跡内にある諸施設をどのように取り扱うのか。	城跡内には、様々な移転・撤去の対象となっている施設があり、これらは城社公園の施設として、永く市民や観光客に親しまれている。 本丸・二の丸の整備は、短期計画と長期計画に分けて推進することとしており、施設の移転・撤去についても、その進捗よくに合わせて、市民の理解と協力を得ながら段階的に進めていくものであることをご理解願いたい。
谷神	25	市長	諸施設の今後の移転方針について問う。	昭和45年に常盤木門を再建するにあたり、文化庁から城跡内の施設移転について計画を立てるように指示を受けた経緯がある。 そこで、小田原市では、昭和57年に「史跡小田原城跡整備の理念と方針」を策定し、長期的展望に立って史跡環境にそぐわない施設の段階的な移転を図ることとした。 平成5年には、「史跡小田原城跡本丸・二の丸整備基本構想」を策定し、短期計画、長期計画に分けて整備を進めることとし、それに合わせて施設の移転・撤去を位置付けた。 「理念と方針」や「基本構想」に示された整備の基本的な方向性は、今後とも国指定史跡小田原城跡の管理団体である小田原市として堅持していかなければならないものである。 いずれにしても、城跡内の諸施設の移転については、市民の皆様にご利用いただいている現状を考慮し、今後の財政状況等も総合的に勘案しながら検討してまいりたいと思っている。
小松	26	市長	本市が所有する建築物には、シンドラー社製のエレベーターが、どこに何台あるのか。あるとすれば、保守管理は、どこに委託しているのか。また、シンドラー社が保守管理を行っているエレベーターは、どこに何台あるのか。これらのエレベーターで今までに不具合などは発生していないか。	本市が所有する建築物に設置されているシンドラー社製のエレベーターは、鴨宮の歯科二次診療所にある1台であり、保守管理については、シンドラーエレベータ(株)に委託している。 このエレベーターは、1階と、2階の歯科二次診療所とを結んでいるものであり、平成8年に設置して以来、定期的に点検も行っており、特に問題は起きていない。 また、学校施設には給食用のエレベーターを設置しているが、シンドラー社製のエレベーターはない。 この内、中学校の給食受入室に設置されているエレベーターの保守管理については、本年度よりシンドラー社に委託している。委託校は城山中、千代中、白山中、城北中、白鷗中、酒匂中、国府津中の7校であり、特に不具合等の問題は起きていない。

次期定数改善計画の実施と義務教育費国庫負担制度堅持を求める意見書の採択に関する陳情書

日々教育の発展のために、ご努力いただいていることに深く敬意を表します。

さて、子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとってきわめて重要なことです。

ところが、日本の教育予算は、GDP比に占める教育費の低い割合や教員一人当たりの児童生徒数が多いことなどにみられるように、OECD諸国の中でも非常に脆弱であります。

にもかかわらず、政府は公務員の総人件費改革実行計画の中で、次期教職員定数改善計画を見送り、一般公務員とは別に「人員が多い」ということだけで教職員を狙い撃ちにして人件費削減を求めています。これは、さまざまな教育課題をふまえた上での教育論から議論されたものではなく、財政縮減のみの議論から出されたもので、大変遺憾であるといわざるを得ません。現在でも、学級担任が常勤教諭でない、多忙のあまり体調を崩す職員が多く存在する、などの厳しい職場環境のもとで、果たして子どもたちに豊かな教育を保障できるのでしょうか。

しかしそのような中でも、児童生徒の実態に応じ、きめ細やかな対応ができるようにするために少人数教育が多く都道府県で実施されており、保護者や子どもたちから高い評価を得ています。全国知事会や全国市長会等も要望しているように、「次期教職員定数改善計画の早期確定」や「教職員配置の更なる充実」が是非とも必要です。

一方、政府与党合意によって06年度から義務教育費国庫負担金については、国負担が2分の1から3分の1に削減されています。3分の1にすることは、地方交付税に依存する度合いが高まることになりますが、その地方交付税も削減は必至です。全国的な教育水準の確保や地方財政を圧迫させないためには、これ以上の国庫負担金の削減はすべきではありません。

教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちがどこで生まれ育ったとしても、等しく良質な教育が受けられることが、憲法の保障するところです。

財政論をふまえつつも、教育論の観点から次の事項の実現について、地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関へ意見書を提出していただきますよう要請いたします。

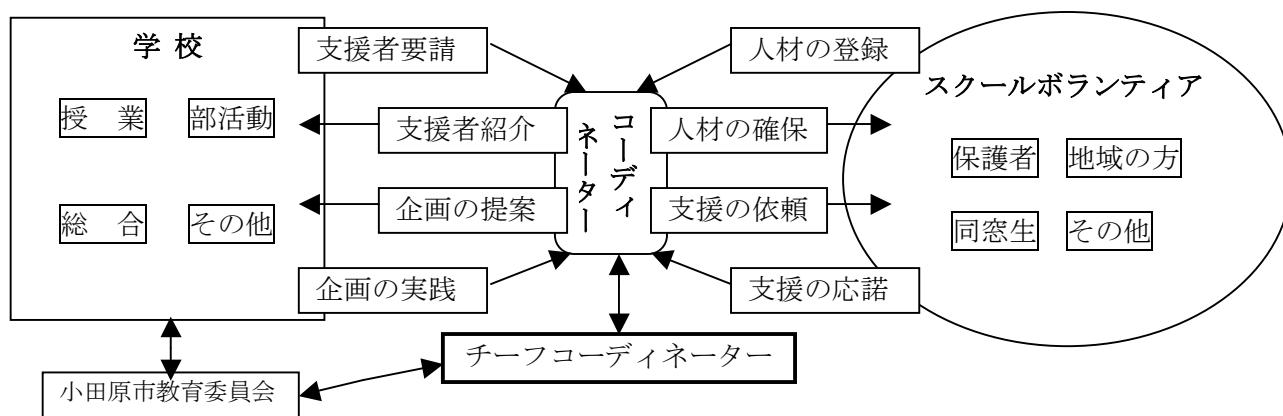
記

1. 義務制第8次・高校第7次教職員定数改善計画を実施すること。また、自然減を上回る教職員定数の削減を行うことなく、学校現場に必要な教職員の人員・人材を確保すること。
2. 義務教育費国庫負担制度について、その制度を堅持すること。

1. 趣旨

学校・保護者・地域が一体となった「協働による新しい学校づくり」を進め、今まで以上に学校を開く具体的な取り組みが必要である。その意味で、地域の教育力を積極的に活用し、多様な教育活動を展開する学校を創り上げるために、スクールボランティアの存在が重要である。

そのために、市内全小中学校において、学校と保護者・地域を結ぶコーディネーターの配置を進め、スクールボランティアのより一層の推進を図っていく。



2. スクールボランティア

保護者や地域の方々の持っている知識や技能、経験、時間などを生かして、学校の教育活動を支援する。

3. スクールボランティアの具体的な仕事内容（例）

- (1) 学習ボランティア…授業（教科、道徳、総合的な学習の時間など）に関わる。
教科学習における指導や実習・演習の補助などをおこなう。
- (2) 教育活動ボランティア…授業以外の教育活動に関わる。部活動、図書館業務、行事の補助・児童生徒対象の話などをおこなう。
- (3) 環境ボランティア…学校の環境作りに関わる。花植え作業・トイレペインティング・修理関係、環境整備などをおこなう。

4. コーディネーター

スクールボランティアの運営をより効率的に行い、その教育力を最大限に生かすことを目的に配置される。スクールボランティアの推進を目的として、学校のニーズに応じた地域の人材や施設等の発掘、協力依頼、調整、打合せ、情報管理等をおこなう。

また、学校の要請に応じて、授業等に必要の人材を捜し、交渉・依頼等の調整をおこなう。

5. チーフコーディネーター

学校に配置されたコーディネーター及び教育委員会と連携する中で、各コーディネーターを支援する。その中で全体に関わる諸問題や課題を把握し、その解決を図り、必要な情報の提供をおこなう。また、必要に応じて、学校へ訪問し、相談活動等をおこなう。

6. 各学校の取り組み

1年目（平成18年度）の取り組み

- (1) スクールボランティアに関わる校内組織の立ち上げ
(担当者の分掌上への位置付けや組織作り)
- (2) スクールボランティアの登録の徹底
- (3) コーディネーターの配置（26校を予定）
- (4) 市内全校において、スクールボランティア週間の実施（年2回）
各学校の創意・工夫により、スクールボランティアの活動を積極的に取り入れることを目的とし、次の期間を目安にスクールボランティア週間を設定する。
前期： 7月 3日（月）～ 7月 7日（金）
後期： 10月23日（月）～ 10月27日（金）

2年目（平成19年度）の取り組み

- (1) コーディネーターの全校配置
- (2) スクールボランティアの拡充・充実

3年目（平成20年度）の取り組み

- ・スクールボランティアの定着

7. 市教委としての取り組み（予定）

- (1) スクールボランティア実践研究委員会
 - 第1回〔5月12日（金）〕
 - ・ スクールボランティア・パワーアップ事業の説明
 - ・ 酒匂中学校の実践の紹介
 - 第2回〔11月17日（金）〕
 - ・ 中間報告会
 - ・ スクールボランティア週間の実施状況
 - ・ 成果と今後の課題
 - 第3回〔2月16日（金）〕
 - ・ 実施校による報告会
 - ・ 成果と来年度に向けての課題
- (2) チーフコーディネーターと連携した学校訪問及び相談活動の実施
- (3) 市民への広報活動

平成18年度夢育学校づくり推進事業委託校一覧

NO	学校名	事業名・目的	委託金額 (万円)
1	三の丸小学校	心も校舎もピッカピカ 地域となかよし三の丸	10 万円
2	足柄小学校	分かり合い伝え合おう私の心	30 万円
3	富水小学校	豊かな心を育てる環境づくり	20 万円
4	矢作小学校	子どもはみんなアレンジャー	15 万円
5	富士見小学校	富士見夢プラン	10 万円
6	前羽小学校	前羽アクアミュージアム	20 万円
7	白山中学校	学習力向上のための小学校・地域・家庭との連携 のあり方 ～「学びが溢れる学校」を目指して～	15 万円
8	鴨宮中学校	地域に広げるアルミ缶回収活動	15 万円
9	酒匂中学校	菰巻きで越冬害虫から松を守る	10 万円
10	片浦小学校 片浦中学校	花のあふれる片浦	10 万円
11	泉中学校	不登校50%減らすことを目指した学校づくり	30 万円
12	橋中学校	ハイブリッド発電装置の有効利用による省エネルギー教育の実践	15 万円

夢育（ゆめいく）学校づくり推進事業実施要項

1 目的 未来を担う子どもたちの夢を育む学校づくりを目指して、学校のグランドデザインをもとに、教職員や子ども、保護者、地域の方の思いを生かし、夢ある学校づくりを推進する。

2 委託先 小田原市立各小・中学校「夢育学校づくり推進事業」研究会

3 委託内容

夢育（ゆめいく）学校づくり推進事業（以下〈事業〉という。）の内容は、未来を担う子どもたちの夢を育む学校づくりを目指して、学校のグランドデザインをもとに、教職員や子ども、保護者、地域の方の思いを生かし、夢ある学校づくりを実施する。

4 委託校及び委託料

- ・委託を受けようとする学校は、所定の申請書に基づき申請を行い、教育委員会が申請校の事業内容・計画等から審査・決定し、委託料を決定する。
- ・1校あたりの委託料を、原則400,000円とし、5校程度に委託する。
- ・委託料については、一律に予算を配当するものではない。

5 日程

前 期	4月5日(月) ～	・申請校で計画を立てる。(実施計画立案) ・申請校で取り組み準備する。
	4月28日 (金)まで	・事業申請書を市教育委員会へ提出する。 (内容審査・委託校を決定する。)
	5月末まで	・教育委員会は、事業申請書を審査した後、委託校及び委託料を決定し、各委託学校へ通知する。
	7月20日 (木)まで	・受託書・事業計画書・予算書・請求書を教育委員会へ提出する。
	5月末以降 3月中旬頃	・委託校で実施する。
後 期	1月～	・まとめと報告(発表)準備する。
	2月28日(火) まで	・事業報告書・決算書を提出する。
	3月15日(水) 予定	・教育フォーラム等に取り組みを紙上報告し、小1・中1校を予定し、口頭報告する。

6 その他

- ・委託料については、単年度予算を予定している。
- ・事業報告書、以外に、各学校で活動内容をまとめたものを教育フォーラムに向けて送付する。詳細については、後日連絡する。
- ・事業は、従来の「特色ある教育課程推進事業」における、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成を図ると共に、平成16年度・17年度の2年間にわたって実施してきた「子どもとつくる夢プラン事業」を統合し、推進していくものとする。児童・生徒のアイディアを生かした取組みも含まれる事業である。